

Report

次なる半世紀に向けて 「人と農地」の課題解決に取り組む

公益財団法人 北海道農業公社 企画管理本部
企画管理担当部長 坂上 悟

この度、当公社の業務内容の紹介の機会をいただきましたので、設立からの主な経過や今後の取組なども含め、概説的にふれさせていただき、公社事業についてさらにご理解いただく一助としていただければと存じます。

一 設立と運営

当公社は、本道農業の経営規模拡大や生産性向上に資する各種事業を総合的に実施する公益法人として、昭和四五年六月に、北海道、北海道生産農業協同組合連合会、社団法人北海道酪農開発事業団の三者により、財団法人 北海道農業開発公社として設立されました。

その後、平成二一年に、道の「経営・構造政策関係三機関・団体の組織業務体制の見直し」に基づき、社団法人北海道農業担い手育成センターと統合し、農業の担い手育成・確保対策にも取り組むこととなり、二四年には、公益法人制度改革に基づき、「公益財団法人」として移

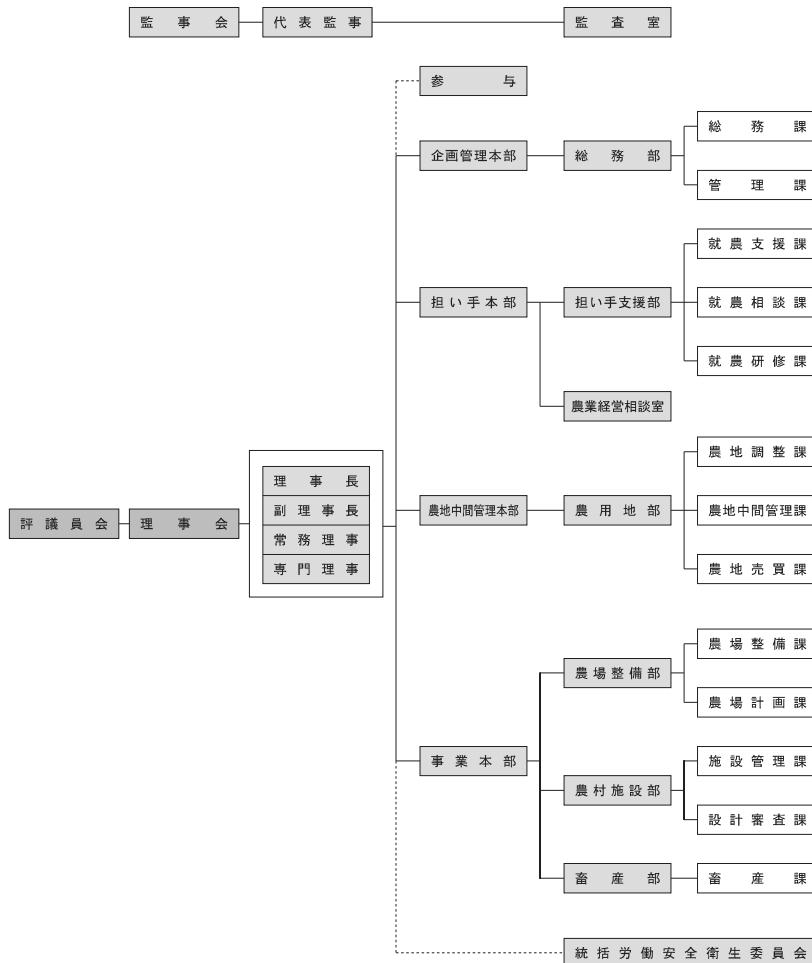
行認定を受け、併せて「北海道農業開発公社」から「北海道農業公社」に名称を変更いたしました。

また、一六年には、道から「農地中間管理機構」の指定を受け、それまでの農地保有合理化等事業を通じた売買事業に加え、賃貸借事業による担い手への農地の集約化に総合的に取り組んでいます。北海道、市町村及び農業団体等から拠出いただいた基本財産は、一億五、三九九万円（令和四年二月二日現在）となつています。



公社の創立記念式（昭和45年6月）

【本 所】



【支 所】

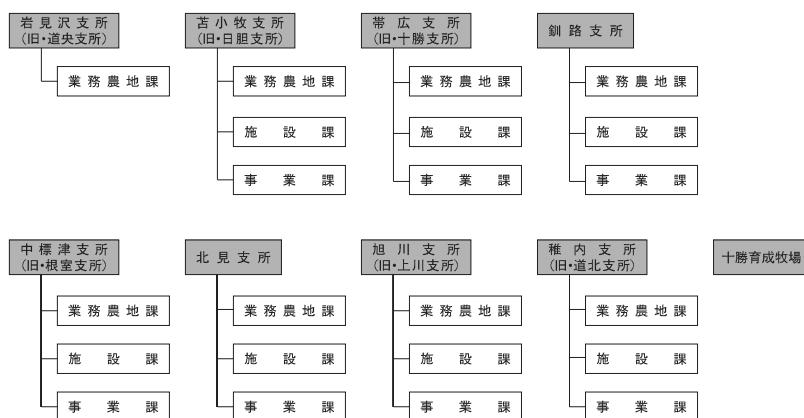
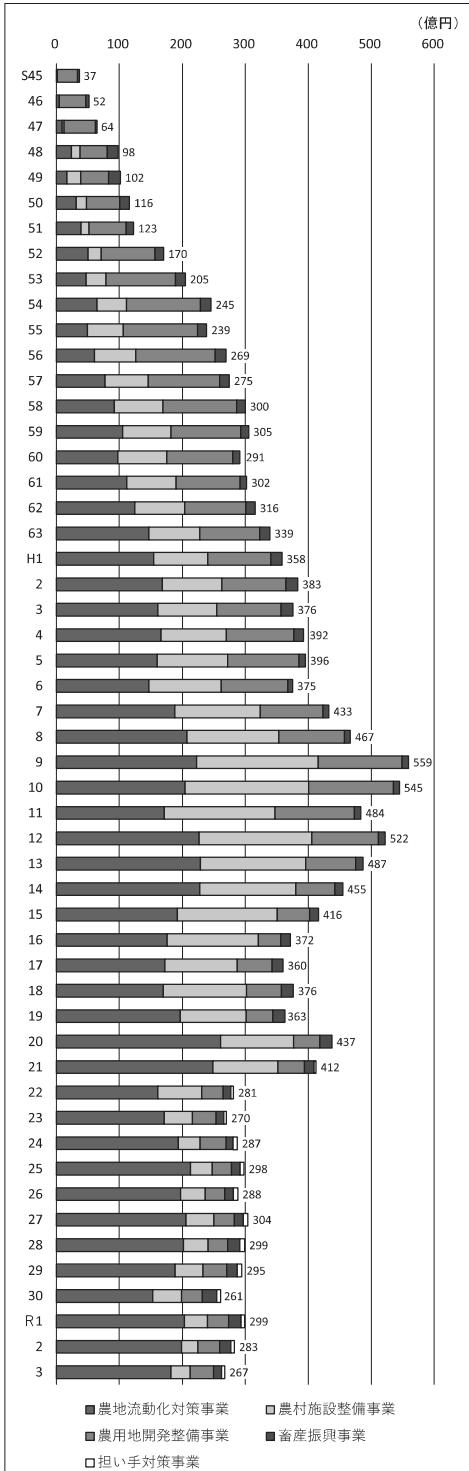


図1 組織機構図（令和4年度）

注：道南支所は令和4年3月31日をもって日胆支所と統合し、4月1日から日胆支所を含む6つの支所の名称を所在地名に変更



当公社の執行体制（令和四年四月一日現在）は、法人の最高議決機関である評議員会を構成する「評議員」が一二名、

業務執行の決定、理事の職務監視を行う理事会を構成する「理事」が一二名（うち常勤である理事長、副理事長、常務理事、専門理事が各一名）、理事の職務執行の監査を行う「監事」が二名となつており、また、職員数は約一六〇名、事務

二 執行及び組織体制

所は本所、支所八か所、牧場（大樹町）一ヵ所となっています。

三 事業取扱高の変遷

当公社は、創立以来、農地・施設整備や農地流動化、畜産振興、新規就農対策など多様な事業に取り組んできており、その取扱高は五〇年余りの期間で一兆六千億円を超える規模となっていますが、その時々の環境や施策の変化等を受けて、公社としても様々な対応を迫られ、事業

四 主な事業の内容

当公社は、国や道の農業施策に沿って、農業・農村の活性化をめざす地域の取組を支援しており、新規就農等を促進する「農業担い手育成確保事業」、農地の賃貸借を通じて農地利用の効率化及び高度化

取扱高は大きく変化しています。取扱高のピークは平成九年度の五五九億円ですが、（こ）数年は三〇〇億円程度となっています。

を促進する「農地中間管理事業」、売買を通じて農地保有の合理化を促進する「農地保有合理化等事業」、飼料生産基盤の整備・改良や牧場施設の整備などをを行う「農村施設整備事業」、当公社が所有する作業機等により土地改良工事を施工する「農用地開発整備事業」、乳肉用牛の貸付と受精卵移植技術等を活用して優良牛を供給する「畜産振興事業」の六つが大きな柱となっています。各事業の概要は、次のとおりです。

(一) 農業担い手育成確保事業

(担当：担い手支援部、農業経営相談室)

① 就農促進支援活動事業

これから農業を担う多様な人材の育成・確保を図るため、新規学卒者及びヒターンを含む農業後継者や農外からの新規就農（新規参入）希望者等を対象に、

各市町村の地域担い手育成センターと連携しつつ、オンライン相談も活用しながら、研修先・実習先の地域に係る受け入れ情



北海道新規就農フェア（札幌）

報提供や紹介を行い、

就農までのプロセスや

就農に当たって必要となる技術・

知識の習得などに関するアドバイス等を実施

⑤ 農業青年海外派遣等事業

農家後継者等を海外へ研修派遣するほか、途上国の行政官や技術者等のJICA

A（独立行政法人 国際協力機構）研修受入事業を受託して実施

⑥ 就農啓発基金事業

優れた農業経営を行っている新規参入者や農業後継者の表彰、就農研修の受入

環境整備への助成、担い手育成や農業・

農村の理解を醸成する活動を行う団体への支援及び担い手育成確保に係る調査・

研究を実施

⑦ 農業経営者総合サポート事業及び次産業化サポート事業

新規就農を促進するため、知事の認定を受けた就農計画に基づき融資した無利子の就農支援資金（平成七〇二九年度）

の償還等に係る適正な管理を実施

④ 研修生受入体制強化事業

新規就農の促進を図るため、研修生等の受入指導農家や担い手育成関係者を対象に研修会等を支援するとともに、研修生の家賃助成や大型特殊免許取得のための一部助成を実施

(二) 農業次世代人材投資事業（準備型）

であり、四年度からは総合的な就農支援策（国）の一環として実施が予定）

青年等の就農意欲を喚起し、円滑な就農研修を促進するため、就農前の研修期間中の所得の確保に向けた資金の交付（最長二年間）を実施

(三) 農業支援資金の管理

新規就農を促進するため、知事の認定を受けた就農計画に基づき融資した無利子の就農支援資金（平成七〇二九年度）

経営の法人化をはじめ規模拡大や多角化、円滑な経営継承等の課題解決に向け

て専門家（税理士・中小企業診断士等）の派遣などをを行う農業経営者総合サポート事業を令和二年度から、また、農産物の生産にとどまらず加工・流通・販売までの融合といった六次産業化に取り組む農業者等の課題解決に向けて専門家（地域プランナー）の派遣などを行つ六次産業化サポート事業を三年度から開始

表1 就農促進支援活動事業（相談状況）

(単位：人)

年度	新規就農相談				農業体験実習相談				無料職業紹介				計			
	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性	道内	道外	計	女性
R元	286	293	579	135	20	53	73	30	1	4	5	1	307	350	657	166
R2	290	223	513	131	12	12	24	7	3	4	7	2	305	239	544	140
R3 (※)	206	253	459	119	5	9	14	2	0	0	0	0	211	262	473	121

(※) R3は4年2月末現在の数値

(1) 農地中間管理事業

(担当：農用地部)

① 農地流動化の促進

農地中間管理機構として、離農・規模縮小・団地の再編に係る農用地や基盤整備事業との連携によって効率的かつ総合的な利用を進めようとする農用地等に「農地中間管理権」を設定（借受）し、農業経営の規模拡大や組織化を志向する担い手や法人等に貸し付けることにより、農地の集積・集約化を促進

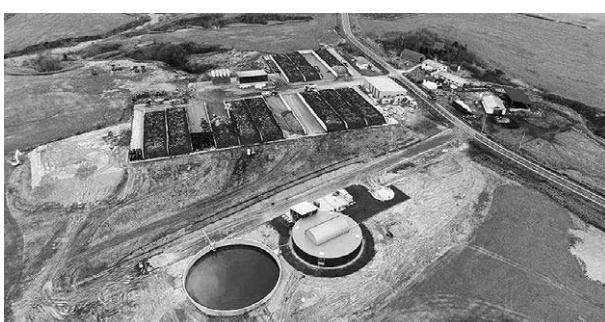
また、所有者不明農地等については、関係機関・団体と一層の連携を図り、地域の意向などを確認しながら、必要に応じて基盤整備を行つた上で担い手に貸し付けるなど、農地中間管理機構の機能を活用した優良農地確保への取組を推進

事業実施に当たっては、関係機関・団体との連携のもと、制度の周知や活用事例の紹介、売買等事業との一体的推進、優遇措置の情報提供などに一層取り組む

とともに、経営体及び地域のニーズの把握を推進

② 市町村等との連携

事業上必要な地域における農用地利用調整業務などについては、市町村・農業委員会・農協等へ協力を要請するとともに、相互に情報交換・協議を行つなど、効果的な利用調整が図られるよう連携強化を推進



農地中間管理事業で農地を集約したTMRセンター

① 農地売買等事業
(II) 農地保有合理化等事業
 農地中間管理機構の特例事業として、
 「中間保有・再配分機能」を發揮し、離
 農・規模縮小農家等から当公社が農用地
 等を買い入れ、認定農業者等の扱い手へ

表2 農地中間管理事業の実績
 (単位:ha、百万円)

年 度	農地中間管理権(借受)		貸 付		借受農地 管理事業	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
H 28	1,278	82	1,370	88	-	-
H 29	1,095	52	1,064	51	-	-
H 30	631	43	681	45	-	-
R 元	625	28	694	34	1	1
R 2	828	37	829	37	2	2
R 3 (見込)	1,137	42	1,135	41	4	2
R 4 (計画)	4,700	278	4,700	278	15	12

表3 農地売買等事業の実績

(単位:ha、百万円)

年 度	買 入		売 渡	
	面 積	金 額	面 積	金 額
H 28	5,909	8,822	5,769	10,070
H 29	4,888	7,863	6,973	10,627
H 30	4,810	7,218	3,491	7,219
R 元	5,470	8,113	7,584	11,262
R 2	5,980	8,255	7,740	10,813
R 3 (見込)	4,673	7,504	6,036	10,411
R 4 (計画)	6,300	9,000	5,500	8,848

② 公社営農場リース事業
 新規就農者の初期投資の負担軽減と離
 農跡地の有効活用を図るため、農地売買
 等事業で当公社が取得した離農農家等の
 施設などを整備するとともに、乳用牛を
 導入し、一定期間貸し付けた後に譲渡を
 実施

ト措置の周知に努め、農地中間管理事業
 との調整を図りながら実施
 経営体及び地域の二一
 ブスの把握や譲渡所得
 税控除などのメリッ
 ては、関係機関・団
 体との連携のもと、

③ 市町村等との連携
 地域農業の中心となる経営体への農地
 利用の集積・集約化を促進するため、市
 町村が策定した「人・農地プラン」の具
 現化に向けた情報の提供や助言等を関係
 機関・団体と連携しながら実施

表4 公社営農場リース事業の実績

(単位:百万円)

年 度	地区数	金 額	振興局別地区数(該当振興局のみ)					
			上川	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
H 28	15	1,009		5	2			8
H 29	4	281	1	1				2
H 30	9	759		2	1		1	5
R 元	11	912	1	6	1	2		1
R 2	10	717	2	2			2	4
R 3 (見込)	3	190		2				1
R 4 (計画)	10	868	2	5		1	2	

※ 昭和57年度事業開始以来、令和3年度までに427名の新規就農者を支援

① 畜産担い手育成総合整備事業
 担当：農村施設部
 (再編整備事業)
 担い手を主体とした畜産生産地の形成・再編整備等、農地の有効活用を図るため、令和元年度から適用の国が設定した「ガイドライン」（＝土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針。国補助五〇%+道助成一四%+市町村助成）に

(四) 農村施設整備事業

(担当：農村施設部)

(再編整備事業)

補助事業により整備され、老朽化した家畜排せつ物処理施設（堆肥センター等）の維持・管理コストの削減や施設の長寿命化と有効活用を図るため、機能保全対策工事（補修・補強）を実施

(ストックマネジメント事業)

(畜産環境整備事業)

農業基盤整備促進事業

農業の競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約の加速、農業の高付加価値及び生産効率の向上を図るため、区画拡大や暗渠排水・農用地の保全（草地整



農地流動化対策を活用し生産性を向上



TMRセンターの稼働で
地域農業の活性化が期待

する支援を有効に活用し、自給飼料基盤の整備を推進するとともに、経営規模拡大に伴う農家の労働負担軽減や粗飼料の生産強化に資するTMRセンターや畜舎などの施設整備及び機械等の導入を実施

表5 農村施設整備事業の実績

(単位：百万円)

年度	畜産担い手育成 総合整備事業		畜産環境 整備事業		農業基盤 整備促進事業		農地耕作条件 改善事業		計	
	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額	地区数	金額
	H 28	27	3,717	-	-	10	134	4	39	41
H 29	21	3,956	-	-	9	300	5	143	35	4,399
H 30	19	4,325	-	-	8	74	7	196	34	4,595
R 元	17	3,561	-	-	3	19	6	51	26	3,631
R 2	16	2,453	-	-	-	-	6	103	22	2,556
R 3 (見込)	21	2,976	1	15	-	-	3	37	25	3,028
R 4 (計画)	28	3,567	1	434	-	-	3	76	32	4,077

備等)を実施

④ 農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大や暗渠排水など地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を実施

(五) 農用地開発整備事業

(担当: 農場整備部)

① 直営事業

当公社設立以来の蓄積された技術と経験をもとに、農村施設整備事業における草地の造成・整備改良等を施工しており、ITを活用した効率的な作業・工程管理などにより、地域差のある適期施工時期を考慮しつつ対応

② 受託事業

石礫対策工法(ストーンクラッシャー)や排水対策工法(有材心土改良耕・カッティングソイラーや)をはじめ、当公社が独自に開発改良した機械と技術を用いて、



有材心土改良耕
(特許第 5114440 号)



地域資源活用型心土改良耕
(特許第 5077967 号)



石れき破碎工法

は場内で石礫を破碎し、作物の初期育成の促進・生産性の向上・品質確保を図る工法。

図 3 左から「有材心土改良耕プラウ」「カッティングソイラー」「ストーンクラッシャー」

草地整備改良を主体に、耕地整備・土層改良整備等の基盤整備を関係機関・団体からの受託により施工
【施工体制】
各JA・農業者との深いつながりと信頼に応えるため、更なる技術の向上やア

表 6 農用地開発整備事業の実績

(単位: ha、百万円)

年 度	直 営 事 業		受 託 事 業		計	
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
H 28	3,759	1,960	8,230	1,150	11,989	3,110
H 29	3,710	2,136	10,395	1,607	14,105	3,743
H 30	2,881	1,470	10,306	1,575	13,187	3,045
R 元	2,718	1,383	10,246	1,678	12,964	3,061
R 2	2,610	1,449	9,910	1,687	12,520	3,136
R 3 (見込)	2,802	1,772	9,040	1,591	11,842	3,363
R 4 (計画)	3,279	2,089	7,543	1,144	10,822	3,233

フターケアの充実に努力

▼ 技術担当職員	一五三名
▼ クローラトラクター他	一五五台
▼ 作業機	八二一台
▼ 公社保有機械特許取得	六件

(六) 畜産振興事業

(担当: 畜産部、十勝育成牧場)

① 乳用牛貸付事業 ア 一般型

乳用牛の資質向上を志向する酪農経営者、または農地所有適格法人を主体とした大型酪農経営等に対し、畜産振興資金(※)を活用した五年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援

(※) 昭和四五年度に酪農開発事業団から乳用牛の貸付事業を継承するにあたり出捐されたもので、乳用牛を導入するための運用財産

イ 農場リース型

公社営農場リース事業で乳用牛を導入する新規就農者に対し、畜産振興資金を

③ 乳肉用牛育成事業

当公社が十勝管内大樹町に所有の十勝育成牧場においては、乳肉用牛一、〇九八頭(令和四年二月末現在)を飼養しており、高生産性をめざした放牧(粗飼料)主体による乳用牛育成と肉用牛生産を実



十勝育成牧場(大樹町)の全景〔施設群と牧草地〕

活用した五年以内の貸付制度により乳用牛の導入を支援

② 肉用牛貸付事業 ア 優良肉用牛貸付事業

地域の肉用牛の生産基盤の維持強化を図ることを目的として、肉用牛繁殖経営の新規参入や、繁殖牛群の改良を図る畜産農家が導入する優良繁殖雌牛に対し、一定額の奨励金を交付し、六年以内の貸付制度による支援を実施

十勝育成牧場(大樹町)の全景〔施設群と牧草地〕

表7 畜産振興事業の実績

(単位: 頭、百万円)

年 度	乳用牛貸付事業		肉用牛貸付事業		乳肉用牛育成事業	
	頭 数	金 額	頭 数	金 額	頭 数	金 額
H 28	912	650	348	314	1,595	968
H 29	301	254	358	363	1,697	1,106
H 30	903	803	342	329	1,823	1,180
R 元	738	586	349	353	1,877	1,071
R 2	563	426	304	266	1,967	1,081
R 3(見込)	406	260	283	267	1,925	984
R 4(計画)	687	471	350	370	1,921	1,010

特に肉用牛に関しては、一貫生産体制を活用した新規種雄牛現場後代検定への参加や受精卵移植による候補種雄牛の生産のほか、肉用牛貸付事業との連携による妊娠牛供給等の取組を実施

さらに、令和元～年度にかけて整備・導入済みの畜舎やバンカーサイロ施設、フォーーレージハーベスター等の機械を有効に活用し、優良な乳・肉用牛の生産・供給体制を強化

五 今後に向けて

「人と農地」に係る構造施策の総合的な推進を担う当公社は、以上のように幅広い業務を担っています。

それらのうち、近年では既述のとおり、一昨年度からの「北海道農業経営相談所」業務、昨年六月からの「六次産業化サポートセンター」業務（＝それまでの北海道中小企業総合支援センターに替わり、当公社が道から受託）を開始させていただき、また、同様に昨年度から、家畜排せ

つ物処理施設の長寿延命化に向けた畜産

環境整備事業（ストックマネジメント事業）もスタートさせていただきました。

さらに、一昨年一〇月から、当公社の取組をより一層知っていたこうといつことで、「農業公社ニュース」を関係機関・団体などに定期的にメール配信させていただいております。

おかげさまで、当公社は一昨年六月一日に創立五〇周年（※）の大きな節目を迎ましたが、時代のニーズに応じたこうした新たな業務にも果敢にチャレンジしていくとともに、当公社の取組を広く情報発信しながら、次なる半世紀に向けた歩みを着実に進めていくことが重要です。

（※）五〇年間にわたる当公社の業績と足跡については、（一社）北海道地域農業研究所の「協力もいただきながら」「北海道農業公社50年史」として取りまとめおり、スマートフォンとともに当公社ホームページに掲載（＝当該50年史ではパソコン上で文字検索も可能）しておりますので、

JJ観覧いただければ幸いです。

<https://www.adhokkaido.or.jp/50th.html>

時を同じくして、一昨年（令和二年）

來の新型コロナウイルス感染症により、当公社の事業においても、対面での就農フェア等の開催が困難となったり、乳用牛の市場価格の下落による影響などが出ておりますが、工夫を凝らしながら、関係者が一体となって、この難局を乗り切つていかなければならぬものと存じます。

また、国では、農業経営基盤強化促進法等の改正案を開会中の国会に提出し、会期内での成立をめざしています。その概要は、①現行の「人・農地プラン」を市町村が策定する「地域計画」として法定化するとともに、②地域計画の中で、農業を担う者「」とに利用する農用地を地図にする、いわゆる「田標地図」の作成、③わいには農地中間管理機構（農地バンク）の事業範囲の拡大などが盛り込まれています。今後のスケジュールについて

は、今国会での法案成立後、施行は令和

五年四月一日、「地域計画（現行の人・農地プラン）」の作成は、改正法施行から一年を経過する日である令和七年四月一日までを期限として作成する予定とされています。

当公社としては、国会での論議等を注视しつつ、今後、具体的な運用が政省令などで示されていくこととなりますので、道や道農業会議などと連携しながら、「本道の実情」にあつたものとなるよう、努めていくとしています。

本年度は、当公社が三年ごとに策定している現行の第三次中期経営方針（令和二～四年度）の最終年となります。当該方針等に基づき、この四月から支所体制も新たなもの（図1のとおり）となりました。各般の取組等について、過去一年間の実施状況を精査しつつ着実な推進を図るとともに、公社事業を取り巻く諸般の情勢等を勘案しながら、次期の中期経営方針（令和五～七年度）の策定を進めまいりたいと存じます。

当公社をめぐる状況は、ここ数年を見

ても大きく変化しておりますが、今後とも、左図の三つの項目を「基本姿勢」とし、役職員はこれらの内容を常に念頭に置きながら、二つの連携（＝「公社内の



図4 三つの基本姿勢

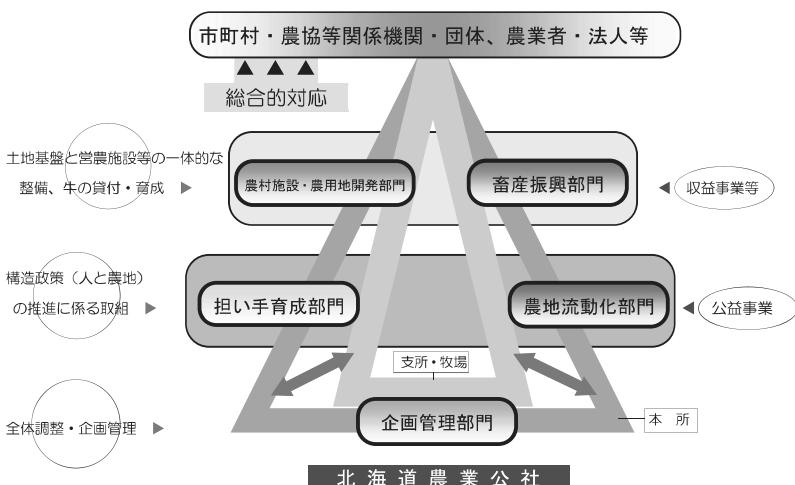


図5 公社事業の地域に対する総合的対応

※「第3次中期経営方針」（令和2～4年度）より抜粋

連携」をベースに、「関係機関・団体との連携」をもって「総合力」を発揮し、北海道農業・農村の持続的な発展に引き続き貢献していくこととしています。